

論点に対する回答

分野	地方公共団体のデジタル化
省庁名	厚生労働省
論点	<p>食品衛生申請等システムについて、以下の点を御説明願います。</p> <p>① システムの概要（対象手続、システムに係るこれまでのスケジュール、今後のスケジュールなどを含む）について御説明願います。</p> <p>② デジタル化に当たり行った制度及び業務の見直し等について御説明願います。</p> <p>③ 利用者目線で使い勝手の良いシステムとする観点から、以下の点について、食品衛生申請等システムにおける取組を御説明ください。</p> <p>ア：相互に関連性のある複数の手続を、一つのオンラインシステムとして構築すべきとの考え方を踏まえ、デジタル化する手続の範囲をどのように設定したか御説明ください。</p> <p>イ：利用者のニーズ等を把握するために、事業者や地方公共団体等の意見をどのように聴取したか御説明ください。</p> <p>ウ：地方公共団体と事業者との間のインターフェイス（申請項目、様式等）の標準化について御説明ください。</p> <p>エ：当該システムにおける、G ビズ ID の導入など使い勝手の良い認証の仕組の導入、外部連携機能（API）の整備等について御説明ください。</p>

【回 答】

① 食品衛生申請等システムは、食品等事業者が営業許可申請、営業届出、食品等自主回収届出等の手続を行うためのシステムです。このシステムは、令和元年度中に構築し、令和2年7月から運用を開始しています。今後、関連手続のシステムと連携を図り利便性の向上を目的とした改修を進めることとしております。

② 平成30年の食品衛生法改正及び関係省令改正により営業許可申請項目の整理、営業届出や食品等自主回収届出手続の新設を行うとともに、通知により各申請等の手続における記載事項を明確化、平準化しました。

③

ア：法務省の登記情報との連携が可能となれば登記事項証明書の添付を不要とすることができる、営業許可を受けた法人の合併、分割による地位承継の手続についてもシステムの利用を可能としました。

イ：システム設計仕様書に関する意見招請（平成30年度）や設計、構築段階における説明会（事業者・行政機関向け 平成30年度、令和元年度 全国7ブロックで開催（計14回））等を通じ意見聴取を行いました。

ウ：平成30年の食品衛生法改正及び関係省令改正により営業許可申請項目の整理、営業届出や食品等自主回収届出手続の新設を行うとともに、通知により各申請等の手続における記載事項を明確化、平準化しました。（再掲）

エ：事業者が、1つのID/パスワードで複数の行政手続が行える法人共通認証基盤（GビズID）と連携し、食品等事業者の利便性向上を図っています。また、法務省の登記情報と連携する仕組みを利用することによって、添付書類の省略を実現するよう検討することとしています。